

# 経営所得安定対策だより

平成21年2月13日  
第1号  
三重農政事務所



## ～経営所得安定対策だよりを発行します～

水田経営所得安定対策は、米、麦、大豆等を生産する農家の方々の経営所得の安定化を図るため平成19年4月から導入しました。

対策導入後には、加入者の皆さんからいただいた意見を参考に交付金の支払時期を早めたり、各種申請書類について見やすく記入しやすい様式に変えました。

「経営所得安定対策だより」は、このような改正のお知らせや対策の手続き、担い手の経営発展に役立つ情報などをタイムリーに分かりやすく、年5回程度お知らせしたいと考えていますので、今後ともよろしくお願いします。



### <目次>

- 大豆成績払交付申請のお知らせ
- 対策加入者の方々への支援策のご案内
- 対策加入者の方々への重要なお知らせ

## ～成績払交付申請のお知らせ～



☆成績払（黄ゲタ）の交付申請は、  
平成21年3月5日（木）までです。

麦を出荷された方で昨年の秋に交付申請しなかった方、大豆を出荷された方は、成績払の交付申請の時期となりました。

農政事務所では、交付申請のあった順に内容を確認して、交付金をお支払いしています。

早めに交付申請手続きを済ませましょう。

### <数量当たり単価（全国一律）>

(円/60kg)

品質区分 (等級)	銘柄等大豆				小粒化等大豆
	1等	2等	3等	特定加工用	1～3等
大豆	3,168	2,736	2,304	1,872	1,872

## ～対策加入者の方々への支援策のご案内～

農林水産省では、担い手農家の皆さんに役立つさまざまな支援策を用意しています。

21年度予算においても、認定農業者、集落営農組織の方々に対し、これまで以上に、充実した支援策を準備しておりますので、皆様の目的・用途に応じて、是非ご活用下さい。

### 経営相談を受けたい 新たな作物に取り組みたい 人材を育成したい



- 担い手育成総合支援協議会（市町村役場、JA、農業委員会等で構成する組織）が経営の安定・発展、新たな人材の確保などに必要な取り組み全般を支援します。

#### 担い手アクションサポート事業

【担い手（認定農業者や集落営農組織）の方へ】

- ・ 担い手を対象に簡易経営診断を実施し、診断結果をもとに助言などを行います。
- ・ 担い手の法人化に必要な様々な手続の経費や専門家の相談費などを助成します。
- ・ 経営の多角化・複合化のための新規作物導入などの試験的な取組について助成します。
- ・ 集落営農組織を対象に農業機械操作の講習を行ったり、大型農業機械の運転免許取得などを支援します。
- ・ 新規就農者の雇用に向けた研修会等の開催経費を助成します。
- ・ 集落営農組織を立ち上げる場合に、農家への意向調査や勉強会などの取組を支援します。

#### 農林漁業ビジネス経営塾

- ・ 経営の問題を解決するため、団塊世代等の人材を研修講師として派遣します。

### 経営規模を拡大したい

#### 農地確保・利用支援事業

- 農地を面的に集積した場合に、その調整を行う農協、市町村公社等の団体に対して、集積面積に応じて、10aあたり最大16,000円の交付金をお支払いします。
- 交付金は、農地の出し手・受け手が話し合った上で、農業用機械の購入など、いろいろなことに使えます。
- また、集積した農地の畦畔の除去等の小規模な基盤整備を支援します。



## 機械・施設を導入したい



- 機械・施設の導入に係る経費の一部を助成します。

### 担い手経営展開支援リース事業

農業用機械・施設をリース方式で導入する場合にリース料の一部を助成します。

#### 【認定農業者の方へ】

- ・ 新しい農業技術の導入に必要な農業機械などをリース方式で導入する場合にリース料の一部を助成します。  
(助成率：リース料の13%程度、上限250万円)
- ・ 農業経営の法人化や規模拡大を図ろうとする場合に農業機械などのリース料の一部を助成します。  
(助成率：リース料の3/10以内、上限1,000万円)

#### 【認定農業者、集落営農組織の方へ】

- ・ 地域内の農地の利用集積・団地化などを行う場合に農業機械などのリース料の一部を助成します。  
(助成率：リース料の1/4以内、上限500万円)

#### 【集落営農組織の方へ】

- ・ 規模拡大や新規作物導入などに必要な機械・施設のリース料の一部を助成します。  
(助成率：リース料の1/2以内、上限500万円)

### 地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業

融資を主体として導入する場合、融資残の自己負担部分に対し、取得価格の3/10までを上限として助成します。

### 強い農業づくり交付金 (集落営農育成・確保緊急整備支援)

集落営農を法人化する際に必要な機械・施設の導入経費の1/2を助成します。

## 低利な融資を受けたい

- 平成21年度までに認定農業者が借り受けるスーパーL資金及び農業近代化資金の借入金利を、最大2%引き下げます。

### スーパーL資金 農業近代化資金

平成20年12月18日現在の金利水準(償還期間に応じて1.35~1.7%)なら、実質無利子で融資を受けることができます。  
資金は、農業用機械等の取得費などに使えます。



※ それぞれの事業によって、実施主体、実施要件等が異なりますので、詳しくは、最寄りの農政事務所までお問い合わせ下さい。

なお、農林水産省経営政策課では「担い手のための支援策活用ガイド」(21年度予算・20年度補正予算概算決定版)を作成し、ホームページへの掲載等を1月下旬に予定していますので、ご活用下さい。

# 対策加入者の方々への重要なお知らせ

## 加入申請の内容に変更はありませんか？

経営移譲、相続、法人化、法人や集落営農組織の代表者変更、あるいは住所、電話番号の変更はありませんか。

経営の承継手続、加入申請書の補正の手続が必要となりますので、お問い合わせください。

**交付金を受け取れなくなる場合がありますので、ご注意ください！！**

## 米の販売伝票等は整理されていますか？

収入減少補てんの交付を受けるには、米、麦、大豆の販売数量を証明する必要があります。JAに出荷した数量はJAで証明できますが、米を個人で販売した場合は、販売伝票と検査伝票により、自分で証明することになります。

**提出できるよう準備をお願いします！！**

## 経営改善計画の認定期間は過ぎていませんか？

個人及び法人の方は、加入申請時に認定農業者であることが必要です。もし、期間が過ぎているようでしたら、経営改善計画を提出して、再認定を受けてください。

**21年度加入に向けて、今一度ご確認を！！**

## 取組状況報告書の作成をお忘れ無く！！

集落営農組織の場合は、農用地利用集積目標及び農業生産法人化計画の達成に向けた取組状況報告書（別紙様式第2号）の提出が必要となります。

**21年度加入に向けて、今一度ご確認を！！**

## 【農政事務所または、お近くの地域課へお問い合わせください】

東海農政局三重農政事務所農政推進課 TEL 059-228-3151  
津市広明町415-1 中勢地域、伊賀地域

東海農政局三重農政事務所地域第一課 TEL 059-353-4671  
四日市市鶉の森1-10-2 北勢地域

東海農政局三重農政事務所地域第二課 TEL 0598-52-1511  
松阪市鎌田町字南沖279-1 南勢地域